

体操服等の変更について（主旨）

1. 体操服変更の理由

多可町では、町内の3中学校を統合し令和8年4月に新しく統合中学校を開校するにあたり、体操服、ウインドブレーカー及び体育館シューズを変更し、令和7年度新入生から購入できるように進めています。

機能的でデザイン性が高く、新しい素材や仕様の体操服等に変更することにより、生徒たちがより新しい統合中学校に愛着を持って、体育授業並びに課外活動などに前向きに取り組んでほしいと考えています。

2. 変更（提案）対象（要項2関係）

①体操服の提案

- ・夏用体操服(半袖シャツ)、ハーフパンツ、冬用体操服(上)、冬用体操服(下)

②ウインドブレーカー(上着)の提案

- ・冬季の登下校、野外活動等に使用するウインドブレーカー(上着)

③体育館シューズの提案

- ・現状体育館床はフローリング、統合後はスポーツ用ビニール床シート仕様です。

3. 体操服メーカー選定の参加条件（要項7(2)関係）

- ①新しい体操服等を令和7年度に町立中学校に入学する生徒へ納入可能であること。
- ②統合中学校の地域性や体操服等変更の方針を理解し、企画・製造・販売・アフターフォローに責任を持って携われること。
- ③継続性のある製品を納入できること。
- ④事業者決定後、デザイン・仕様・サイズ（特大サイズなど）等について綿密な打ち合わせを行い、対応できること。
- ⑤販売方法等については、町内販売店と連携するなど保護者等が購入しやすい環境を整えられること。

3. 企画提案書について（要項9(2)関係）

生徒、保護者、教職員が新しい体操服に求める特定テーマ「機能性」「耐久性」「デザイン性」「価格と品質」を踏まえた上で、提案してください。

企画提案書の受付期間は、令和6年2月22日(木)午後5時までです。

4. 選考方法（要項11関係）

企画提案書の内容、提案サンプル等を審査し、最も優れた提案者と認められた最優秀者1者を特定します。

5. その他（要項13関係）

- ・今回の提案にかかった費用は、採用の可否に関わらず全て参加業者の負担とします。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事項を使用した結果生じた責任は、原則として参加業者が負うものとします。
- ・選考の経緯及び結果については、異議や苦情の申し立ては受け付けません。